

# 「感染防止対策設備整備事業補助金」のお知らせ

村内の小規模事業者において、コロナ禍の「新しい生活様式」に適應するため、来訪者等に対する感染予防対策を講じた事業の経費の一部を支援します。

## ○補助対象者

村内の小規模事業者（宿泊業、飲食業、小売業（商店等））

## ○補助金額

整備等に要する経費の2/3補助（上限30万円） ※1,000円未満切り捨て

## ○補助対象経費

当該事業所内において感染防止対策を講じるための備品購入費及び設備工事費等

（例）

区分	内容例
消毒対策	消毒設備（除菌剤の噴霧装置・オゾン発生装置・紫外線照射機等）の購入費
飛沫対策	飛散防止アクリル板等購入費、パーティション設置・ロールスクリーン設置・間仕切り設置等工事費
換気対策	空気清浄機等の購入費、換気扇・換気のための窓の設置工事費、エアコン設置費（来訪者の利用空間において換気機能を有するものに限る）
衛生管理対策	非接触体温計やサーモカメラ・キャッシュレス決済機器・フロアマーカールの購入費、自動水栓などの設置工事費

※日常的に使っている消耗品や通常の設備投資、単なる機械設備更新等は対象外となります。

※昨年度、「感染リスク低減補助金」など他の補助金等で整備した事業は対象外となります。

## ○補助対象期間

令和3年5月10日（月）から令和3年7月30日（金）まで

※上記期間内に設備の整備及び支払いの完了したものが対象となります。

※令和2年4月7日（政府緊急事態宣言発令）から令和3年5月9日までに整備等を行った経費についても補助金の対象とします。（詳細はお問合せ下さい。）

## ○申請受付期間

令和3年5月10日（月）から令和3年8月31日（火）まで

※1事業者あたり申請は1回限りとします。

## ○申請に必要な書類

- ・申請書（様式1号） ・請求書（様式3号）
- ・経費内訳が分かる請求書や領収書等の写し
- ・整備状況が確認出来る写真等

※申請書様式は王滝村ホームページからダウンロードいただけます。

※印刷できない場合等は、観光案内所で印刷した書類をお渡しします。

## ○提出先及びお問い合わせ先

役場 企画・観光推進室 商工観光係（村観光案内所内）

（室長）高田慎一（担当）稗田和孝・吉田英司 電話 48-2257

「こんな経費は補助金の対象となるのか？」など、お気軽にお問合せ下さい。